

小平市自治基本条例制定基本方針

～新しい時代の「自治する気風」の醸成を目指して～

1. 趣旨

この方針は、「(仮称)小平市自治基本条例」の制定をめざし、そのための市の基本的考え方及び条例づくりの進め方についての大綱を示すものです。

2. 基本的考え方(自治基本条例制定で何を指すか=自治する気風)

(1) 背景

今日、社会の成熟化や少子高齢化の進展、経済の低成長など、さまざまな社会環境的要因により、従来の社会的枠組みの変革が求められ、また進められつつあります。

このような潮流の中で、従来「公共」の領域の問題とされてきたものもその様相を変えつつあります。財政的な制約の中で行政が対応する範囲を拡大することが困難な一方、民間事業者や非営利団体、さらに市民ボランティアなど多元的な主体が自発的に「公共」的なサービスを考え、提供する動きが活発化してきています。

また、地方分権が一步步進展していく動きの中で、地方自治体は、国が設計してきたスタンダードから自立して、まさに住民の自治に基づく地域の運営を行っていくことが重要になってきています。

こうしたことから、従来の公共サービスの担い手である行政だけではなく、受け手であった市民などの多様な主体が担い手となり、地域の様々な課題解決に取り組んでいく市政のしくみが必要になってきています。

(2) 自治基本条例の趣旨

小平市は、上記の認識を踏まえ、「地域力」「民活力」「行政力」の3つの力で織りなす地域の新しい公共のかたちをどのように創造し、運営するかという観点から、市における自治の基本的な原理やルールなどを明確にしていく必要があると考えます。

現在の地方分権が推進される以前は、国民の国(政府公共部門全体)に対しての信託の一覧表が「憲法」としてあり、これに基づき地方自治法がつくられて地方自治体の活動(統治)

が行われるという考え方がありました。地方分権により国と地方の上下主従の関係が解消されたことに伴って、市民の地方自治体に対しての信託の決めが新たに必要になるという考え方があります。

市も、この考え方に立ち、新たな決めごととして「自治基本条例」を制定していく必要があると考えます。

(3) 自治基本条例づくりに求められる意義

小平市は、今後のいわば分権型社会システムというべき新しい「公共」の実現に向けて、「自己決定・自己責任の時代にふさわしい自治」を模索するひとつの象徴的な取り組みとして、自治基本条例づくりに取り組んでいくこととします。

この取り組みを通して、小平における新しい時代の「自治する気風」の醸成を目指していきたいと考えます。

なお、そのためには、自治基本条例づくりは行政主導ではなく、市民が自ら自治の基本ルールを討議し定める取り組みとして進められることが重要で、そのように配慮していく必要があります。

3. 条例づくりの進め方

(1) 手法

自治基本条例は市民がつくるという原則のもと、市の体制の外にある「市民の会議」が案を作成します。市は、このための契機をつくり、設立された「市民の会議」の活動に対して支援をしていくこととします。「市民の会議」と市は、自治基本条例づくりに関する役割分担や相互協力の内容を定める協定を締結します。

市としては、「市民の会議」の条例案検討活動への参加者がひとりでも多くなるのがのぞましいと考えます。「市民の会議」そのものの規模については、組織としての活動のしやすさといったことから一定の限界がありますが、例えば「市民の会議」がその検討過程で地域討論会などを実施するなど、より多くの市民が検討に関わるしくみを工夫することを期待します。

(2) 日程等

条例策定の日程については、「市民の会議」の条例案検討スケジュールに委ねるものとし、市としての検討期限等特段の日程は設けないこととしますが、手順としては、次のとおり想定します。

・第1段階

市が条例づくりの趣旨や関連する情報を広く市民に広報し、また、予備的な学習のイベント等情報共有の仕掛けを実施しながら、「市民の会議」の設立を支援してい

きます。

・第2段階

市と協定を締結した「市民の会議」が条例案を検討していきます。市はこれを支援していきます。

・第3段階

「市民の会議」が検討した条例案を、市は議案の体裁に調整して、議会に提案していきます。

当面の第1段階について、市は、平成18年度上半期を目途として進めていきます。

(3) 市の体制

所管としては企画政策部が担当していきますが、あわせて、この方針を検討してきた「自治基本条例制定方針検討委員会」を改組し、「自治基本条例制定調整委員会」を組織して庁内調整事項の処理等に当たります。

また、「市民の会議」が行う検討活動への支援体制として、ファシリテーターの派遣、及び「自治基本条例調整委員会」にワーキングチームを組織して一定のサポートをしていきます。

用語説明

*ワーキングチーム…実務的な作業を担当するチームのこと。

*ファシリテーター…人々の集まる「学びの場」が効果的に展開するように「促進」「介在」(ファシリテーション)する人を意味する。具体的には、まちづくりや公共施策の検討において住民が参加する会議では、人々の話し合いの場(会議)を仕切り、事前に合意された会議のルールに沿って、円滑に成果へたどり着くよう、会議を運営する役割を果たす人のこと。